

■事務室の方へ 恐れ入りますが、分会長さんへお渡しください

<b>長野高教組FAXニュース</b>	増刷りの上、職場のみなさんに配布してください。
〒380-8790 長野市県町 593 TEL 026-234-2216 FAX 026-234-2219 メール <a href="mailto:naganokokyoso@educas.jp">naganokokyoso@educas.jp</a> HP <a href="https://naganokokyoso.com/">https://naganokokyoso.com/</a> FAX ニュースは、HP からダウンロードできます	2023 年 10 月 16 日 (月) No. 410 (23-02)

# 人事委員会勧告速報

月例給 0.77% (2,880 円) は全国最低レベル  
人事院勧告は 0.96% (3,869 円)

## 長野県人事委員会勧告内容(概略)

**月例給** 初任給を始め若年層の給与に重点を置いた引上げとなるよう、人事院が勧告した俸給表に準拠することを基本としつつ、本県における民間給与水準を重視し、一律の水準調整を行うことにより、全ての級・号俸の給料月額を引上げ改定

**ボーナス** 民間の支給割合を踏まえ引上げ 4.40 月分 → 4.50 月分  
再任用職員については 0.05 月分引上げ 2.30 月分 → 2.35 月分

	6 月期	1 2 月期
2023 年度 期末手当 (再任用)	1.20 月 (支給済み) 0.675 月 (支給済み)	1.25 月 (現行 1.20 月) 0.70 月 (現行 0.675 月)
勤勉手当 (再任用)	1.0 月 (支給済み) 0.475 月 (支給済み)	1.05 月 (現行 1.0 月) 0.50 月 (現行 0.475 月)
2024 年度 期末手当 (再任用)	1.225 月 0.6875 月	1.225 月 0.6875 月
以降 勤勉手当 (再任用)	1.025 月 0.4875 月	1.025 月 0.4875 月

※会計年度職員については期末手当のみ反映

### 会計年度任用職員の給与

地公法の一部改正により、令和 6 年度から会計年度職への勤勉手当の支給が可能になったことを踏まえ、任命権者においては、これらについて適切に扱うことが必要

**実施時期** 月例給は 2023 年 4 月 1 日から (遡及実施)、期末手当及び勤勉手当は 2023 年 12 月 1 日から実施

## 今回の勧告のポイント

### (1) 給料表の改定と期末手当と勤勉手当の支給割合

今回の県人勧では、本年の職員給与と民間給与との比較に基づき、月例給を 0.77%、一時金を 0.10 月引き上げるものとなりました。月例給については人事院勧告の 0.96% を大きく下回っており、これは全国でも最低レベルです。また、長野市内の本年 4 月の消費者物価指数も 4.2% と高く (全国では 3.5%)、この間の物価高騰に対応したものとしては不十分です。

### (2) 会計年度任用職員の給与

給与に関する課題では、会計年度任用職員の勤勉手当支給について言及がありました。「任命権者が適切に扱うことが必要」としており、支給に向けて要求を強めていく必要があります。

### (3) 長時間労働の是正

良好な勤務環境の是正等において、教員の長時間労働の是正について言及されたことは、この間要請等に取り組んできた成果と言えます。勤務状況の的確な把握・分析、業務のさらなる効率化や合理化を行うなど、長時間労働の是正に向けてより一層取り組むことが必要としています。

※同送した「地公労声明」も合わせてご確認ください。